

消防計画

年 月 日作成

1 目的及びその適用範囲等について

(1) 目的

この計画は、_____に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

ア この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である、次の部分及び者に適用する。

(ア) 当該管理権原の及ぶ範囲は_____部分とする。

(イ) _____に勤務し、出入りするすべての者

(ウ) その他

イ その他

(3) 防火管理業務の一部委託について〔該当 非該当〕

ア 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

イ 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

ウ 防火管理業務の委託状況

別表 9「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

エ 受託者と契約内容の自己チェック

管理権原者は、別表 10「防火管理業務一部委託契約書の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により契約内容の自己チェックを行う。

2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(1) 管理権原者

ア 管理権原者は、_____の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

イ 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

ウ 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

エ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等(特殊消防用設備等)の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

オ _____

カ _____

(2) 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

ア 消防計画の作成(変更)

イ 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

ウ 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

(ア) 建物 _____

(イ) 防火施設 _____

(ウ) 避難施設 _____

(エ) 電気設備 _____

(オ) 危険物施設 _____

(カ) 火気を使用する設備器具(以下「火気設備器具」という。)

(キ) 消防用設備等(特殊消防用設備等) _____

エ 防火対象物の法定点検の立会い

オ 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

カ 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

キ 火気の使用、取扱いの指導、監督

ク 収容人員の適正管理

ケ _____に対する防災教育の実施

コ 防火管理業務従事者(火元責任者等)に対する指導、監督

サ 管理権原者への提案や報告

シ 放火防止対策の推進

ス その他

3 消防機関との連絡等

(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
ア 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
イ 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき (ア) 管理権原者又は防火管理者の変更 (イ) 自衛消防組織の大幅な変更 (ウ) 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 (エ) 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
ウ 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
エ 禁止行為の解除 承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	防火管理者 の確認を受けた 後に申請又は 報告する。
オ 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告	_____に 1 回(総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	
カ 防火対象物定期 点検結果報告	_____	管理権原者
キ そ の 他		

(2) 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

4 火災予防上の点検・検査

(1) 日常の火災予防

ア _____が行う日常の任務は、別表 1「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

イ 別表 1は、_____に配布し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

ウ その他

(2) 自主的に行う検査・点検

ア 火災予防上の自主検査（前2 (2) ウ の項目）

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

(ア) 日常的に行う検査は、別表2の『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表3の『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、
がチェックする。

a 「火気関係」のチェックは に行う。

b 「閉鎖障害等」のチェックは 行う。

(イ) 定期的に行う検査は、別表4の「自主検査チェック票（定期）」に基づき、
がチェックする。

実施時期は、 とする。

(ウ) その他

イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

(ア) 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、
がチェックする。

(イ) 実施時期は、 とする。

(3) 消防用設備等の法定点検等

ア 消防用設備等の法定点検は、 別表6により行う。

イ 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

ウ その他

(4) 報告等

ア 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

イ 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

ウ 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(5) 防火管理上必要な事項

防火対象物点検報告（該 当・非該当）

5 守らなければならないこと

(1) 従業員等が守るべき事項

ア _____は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

- (ア) 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
 - (イ) 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
 - (ウ) 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
 - (エ) 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
 - (オ) その他
-

イ 火気管理等

- (ア) 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。
 - (イ) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
 - (ウ) 終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の安全を確認する。
 - (エ) 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - (オ) 火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しない。
 - (カ) 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - (キ) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
 - (ク) その他
-

ウ 防火管理者への連絡事項、承認事項

次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、確認を受けなければならない。

- (ア) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
 - (イ) 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
 - (ウ) 危険物等を使用するとき
 - (エ) その他
-

エ 放火防止対策

- (ア) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (イ) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- (ウ) 建物内外の整理整頓を行う。
- (エ) トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- (オ) 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

(カ) その他

(2) 防火管理者等が守るべき事項

ア 収容人員の管理

イ 工事中の安全対策の樹立

(ア) 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

- a 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
- b 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。

(イ) 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- a 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - b 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - c 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
 - d 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - e 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
 - f その他
-

ウ 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (ア) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - (イ) 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - (ウ) 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
 - (エ) 工事等の火気使用の禁止又は制限
 - (オ) その他必要と認められる事項
-

エ その他

(ア) _____の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。

(イ) 避難経路図を作成し、_____に掲出する。

(ウ) その他

6 自衛消防組織等について

(1) 自衛消防隊の編成

ア 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別表 7のとおり編成する。

自衛消防隊長は、_____がその任務にあたる。

自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。

イ 全員の氏名を記入した編成表を、_____の見やすいところに掲示する。

(2) 管理権原者の責任

管理権原者は、事業所自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

(3) 自衛消防隊長等の権限

ア 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

イ 管理権原者は、自衛消防隊長の代行者に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(4) 火災発生時の自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

ア 通報・連絡

(ア) 火災が発生したときには、通報連絡（情報）班又は火災を発見した者は、ただちに 119 番通報、及び _____

_____をするとともに、周囲の者に連絡する。

(イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

(ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(エ) その他 _____

イ 初期消火

(ア) 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

(イ) 初期消火班は、近くにある _____を用いて消火する。

ウ 避難誘導

(ア) 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

(イ) _____を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

(ウ) 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

(エ) 避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、事業所自衛消防隊長に報告する。

(オ) その他 _____

エ 安全防護

(ア) 安全防護担当者は、逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

(イ) その他

オ 応急救護

(ア) 応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

(イ) 応急救護班は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

(ウ) その他

(5) 火災、地震以外の災害等発生時の自衛消防活動

火災、地震以外の災害等における自衛消防隊の対応は、前(4)に定める事項のうち災害等に応じた必要な規定を準用するものとする。

(6) その他

7 営業時間外等の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

ア 営業時間外等の巡回等

守衛等は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等における自衛消防活動は、建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

(ア) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに関係者へ速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

全員が協力して、_____を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(ウ) 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、_____を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

(オ) その他

(2) 営業時間外等に無人となる場合

営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとし、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

- ☐ ア 即時通報 (承認番号 _____)
- ☐ イ 警備会社 (_____)
- ☐ ウ その他 _____

8 地震対策について

(1) 日常の地震対策

ア 地震対策を実施する責任者は、 _____ とする。

イ 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

- (ア) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- (イ) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。
- (ウ) 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (エ) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (オ) その他 _____

ウ 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備 蓄 品 目	備 蓄 場 所

エ 帰宅困難者対策

- (ア) ラジオ等により正しい情報を入手し従業員等に周知する。
- (イ) 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として、日本電信電話の災害用伝言ダイヤル（１７１番）等を活用する。
- (ウ) その他 _____

オ 周辺地域との協力体制

- (ア) 周辺事業所と協議し震災時の応援体制について消火活動及び救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (イ) その他 _____

(2) 地震後の安全措置

ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 出火防止

(ア) 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

(イ) その他

ウ 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

エ 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施、異常が認められた場合は応急措置を行う。

オ 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

カ その他

(3) 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

ア 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。

(ウ) その他

イ 初期救助、初期救護

(ア) 初期救助、初期救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

(イ) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

(ウ) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

(エ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

(オ) その他

ウ 避難誘導等

(ア) 各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。

a _____を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁際など安全な場所で待機させる。

b _____を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（_____）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

c 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

d 避難誘導は、_____の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

- e 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- f その他

- (イ) 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- (ウ) その他

エ 周辺地域への協力

- (ア) 必要に応じ、自衛消防隊長の指示により、人員、防災資器材を動員して、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
- (イ) その他

(4) 地震後の復旧計画

- ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策として_____を準備しておく。
- イ 事業再開時には、火気使用設備・器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。
- ウ 被害状況を把握し、危険箇所には立ち入り禁止とする。
- エ 復旧作業は計画を立て、安全を確保しながら実施する。
- (5) その他

9 防災教育について

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対 象 者	実 施 者		実 施 時 期	回 数				
	実施	回数						
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。							

(2) 自衛消防隊等の育成

ア 自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

(3) 防災教育の内容及び実施方法

ア 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の項目について教育する。

(ア) 消防計画について

a _____が守るべき事項について

b 火災発生時の対応について

c 地震時の対応について

(イ) その他火災予防上必要な事項

イ 防災教育の実施方法

(ア) 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

(イ) 毎日の朝礼時、又は就業時に合わせて実施する。

(ウ) その他

(4) 防火管理者再講習

ア 防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理者新規講習又は再講習を終了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理者新規講習又は再講習を終了してから5年以内に甲種防火管理者再講習を受講する。

イ 管理権原者はアの受講に際して、必要な措置を講ずる。

10 訓練

(1) 訓練の実施時期等

ア 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備 考
消火訓練	※ ※	
通報訓練	※	
避難訓練	※ ※	
その他の訓練	※	安全防護及び応急救護訓練を実施する。
総合訓練	※	大規模地震を想定した訓練も合わせて実施する。

イ 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

ウ 訓練の参加者

(ア) 自衛消防隊

(イ) _____、パート、アルバイトの中から、できるだけ多くの者

(この場合、特定の者が参加することのないように、ローテーションを組んで、全従業員等が体験できるようにする。)

エ 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施届出書」を所轄消防署へ提出する。

(2) 訓練時の安全対策

訓練指導者は、_____とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

ア 訓練実施前

(ア) 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

(イ) その他

イ 訓練実施時

(ア) 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

(イ) その他

ウ 訓練終了後

訓練終了後の使用資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

(3) 訓練の実施結果

ア 防火管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表 8「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

イ その他